

居宅介護支援契約書

この契約書は、_____様（これ以降「利用者」と略します）と社会福祉法人南魚沼福祉会（これ以降事業者と略します）との間に、居宅介護支援サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法およびそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、より自立した日常生活を営む事ができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、この計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業者などとの連絡調整やその他の便宜を提供します。

契約事業者名	社会福祉法人 南魚沼福祉会
契約事業所名	みなみ園居宅介護支援事業所

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 令和 年 月 日

契約の終了日（利用者の要介護認定の有効期間の満了日）

令和 年 月 日

- 2 契約満了日までに利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます

第3条（利用者負担金）

この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙のとおりです。

（全額が介護保険から支払われるため、基本的に自己負担金はありません）

第4条（利用者の解約権）

利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約を何時でも解約する事ができます。

- 2 サービスの提供にあたり事業者の著しい不信行為があった場合は、前項の規程にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解除する事ができます。

第5条（事業者の解約権）

事業者は、次の場合に限り、契約を解除することができます。

- ア 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続する事が困難になった場合
- イ 利用者が事業者の通常の事業の実施区域外に転居し、事業者においてサービス提供の継続が困難であると見込まれる場合

- 2 事業者は、契約を解約する場合は、その理由を文書により利用者に示す事とします。

第6条（契約の終了）

この契約は次のいずれかに該当する場合、終了します。

- ア 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合

- イ 第4条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- ウ 第5条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- エ 次のいずれかに該当することにより、居宅介護支援サービスを提供する事ができなくなった場合
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ② 利用者が認知症対応型共同生活介護（グループホーム）又は特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）を受ける事となり、実際に入所したとき
 - ③ 利用者が小規模多機能型居宅介護等のサービスを利用する事となったとき
 - ④ 利用者が長期間の入院を継続しており、退院の見込みがたたないとき
 - ⑤ 利用者が要介護・要支援認定結果で、自立及び要支援1・2と判定されたとき
 - ⑥ 利用者が死亡したとき

第7条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。但し、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

- 2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因・対応等の状況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を十分説明いたします。

第8条（苦情対応）

事業者は、事業者の提供した居宅介護支援サービス及び事業者が作成した居宅サービス計画に基づき提供された居宅サービスについての、苦情を受けるための窓口責任者及び連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行う事ができ、また、苦情の申し立てを行う事により、事業者及びサービス事業者は一切不利益な取り扱いを致しません。
- 3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告するなどして、適切な対応について指示を仰ぎます。

第9条（サービス提供の記録など）

事業者はサービス提供の記録等をその完結の日から、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

- 2 事業者は、第6条に定めた契約の終了に当たって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービス提供の記録等の写しを交付するものとします。

第10条（守秘義務）

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

- 2 あらかじめ、利用者から文書により同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず目的外の使用をしない事を条件に、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者または介護保険施設等に対し情報提供できるものとします。

第11条（契約外条項）

介護保険法およびそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定める事とします。

上記のとおり、居宅介護支援サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するために、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1部ずつを保管します。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県南魚沼市五郎丸5番地1
事業者名 社会福祉法人 南魚沼福祉会

代表者職・氏名 理事長 阿部 聰 印

(利用者) ご住所 南魚沼市

お名前 印

(代理人) ご住所

お名前 印

(立会人) ご住所

お名前 印

個人情報の使用にかかる同意について

私（利用者及びその家族）の個人情報については、下記に定める条件かつ必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

（ 利 用 者 ） _____ 印

（利用者の家族） _____ 印

（ 同 上 ） _____ 印

1 使用する目的

- ①利用者にかかる居宅サービス計画を立案するためのサービス担当者会議等での情報提供
- ②介護支援専門員と利用者が希望するサービス事業者との連絡調整において必要な場合
- ③医療機関との連携において必要な場合
 - ・「入院」する際、病院・診療所等へ利用者に関する情報を提供する場合
 - ・主治医等に対してのケアプランの提供や、介護支援専門員が把握した情報を提供する場合
- ④利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護等の利用者へと移行する際に情報を提供する場合
- ⑤保険者等からの照会に対して回答する場合
- ⑥介護保険にかかる事務に必要な場合
 - ・審査支払機関へのレセプト（請求書）の提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの紹介等に対する回答
- ⑦管理運営業務のうち次にあげるもので必要となった場合
 - ・介護サービスや業務の維持、改善の為の基礎資料
 - ・当事業所等において行なわれる学生等の実習における資料
 - ・当事業所等において行なわれる事例研究等の資料
- ⑧施設の管理運営業務のうち次にあげるもので必要になった場合
 - ・外部監査機関等への情報提供
- ⑨損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等に関する事で必要になった場合

2 使用する期間

本契約書の有効期間と同じ

3 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係するもの以外にもれることのないよう、細心の注意を払うこと
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと。